

食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について（令和2年8月31日付け2消安第2496号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第2 定義</p> <p>本ガイドラインで用いる用語の定義は、下記によるほか、飼料安全法及びその関係法令に用いられているものと同様とする。</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 確認済動物由来たん白質</p> <p>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。）別表第1の2に規定する確認済ゼラチン等、確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済原料混合肉骨粉等、確認済チキンミール等、<u>確認済家きん加水分解たん白質等、確認済牛血粉等及び確認済牛肉骨粉等</u>をいう。</p>	<p>第2 定義</p> <p>本ガイドラインで用いる用語の定義は、下記によるほか、飼料安全法及びその関係法令に用いられているものと同様とする。</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 確認済動物由来たん白質</p> <p>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。）別表第1の2に規定する確認済ゼラチン等、確認済豚血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済馬肉骨粉等、確認済原料混合肉骨粉等、確認済チキンミール等<u>及び確認済家きん加水分解たん白</u>等をいう。</p>

附 則

この通知は、令和6年10月3日から施行する。